

諮問日：平成28年12月22日（平成28年度（最情）諮問第25号）

答申日：平成29年2月24日（平成28年度（最情）答申第47号）

件名：最高裁判所の裁判官の出勤簿の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

最高裁判所第二小法廷に所属している裁判官の出勤簿（平成28年分）（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年11月30日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

人事院は、国家公務員についての出勤簿の作成に関しての通達を発しており、この通達に準ずる文書は、裁判所でも作成されていて当然である。なぜなら、裁判所の書記官の出勤簿は、現に存在するからである。書記官と同じ公務員である裁判官も出勤簿が存在して当然であり、「出勤簿」という名称で文書が存在しなくても、それに準ずる文書は、あって当然である。

本件で対象文書がないと仮定した場合、裁判官は、自由出勤で出勤したい時に出勤できるということであるが、裁判官は、裁判を行っているため、裁判の期日には、裁判所で裁判を行わなければならない、そのようなことはあり得ない。少なくとも、裁判官の出勤日等については、国民に対して説明責任がある。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

1 最高裁判所の考え方

原判断においては、本件開示申出文書は作成又は取得していないとして不開示としたが、当該判断は相当である。

2 理由

本件開示申出に係る裁判官の出勤簿は作成しておらず、又は取得していない。裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員については、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（以下「勤務時間法」という。）の適用を受け、さらに裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）等の法令に基づき、勤務時間を管理するために作成する記録である「出勤簿」が作成されているが、裁判官については、その職務の性質上、勤務時間の定めがなく、上記の法令等の適用を受けないことから、「出勤簿」は作成されておらず、出勤状況を管理する文書を作成する必要もない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年12月22日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 平成29年1月23日 審議
- ④ 同年2月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出は、苦情申出人が、最高裁判所に対し、本件開示申出文書の開示を申し出たものである。

これに対し、最高裁判所事務総長は、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとしてこれを不開示としたところ、苦情申出人は、本件開示申出文書は当然作成しているはずであると主張して苦情の申出をしたが、最高裁判所

事務総長は、原判断を相当としている。

そこで、本件開示申出文書の存否について検討する。

- 2 裁判所に勤務する裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員（以下「一般職の裁判所職員」という。）については、勤務時間法において、1週間の勤務時間や休暇等を定め、給与法において、勤務時間法13条1項に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬をもって俸給と定めている。そして、給与簿及び出勤簿については、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法68条が、給与の支払をする者は給与簿を作成しなければならないとし、これを受け、人事院規則九一五（一般職の裁判所職員についても準用されている。）が、給与簿の一つである勤務時間報告書を作成するために、勤務時間を管理するための出勤簿を作成することとしている。

これに対し、裁判官については、勤務時間法や給与法の適用がなく、勤務時間を把握するための文書の作成を義務付けた法令等の定めはない。また、裁判官の報酬は、裁判官の報酬等に関する法律に基づき支給されているから、報酬の支給に関して裁判官の出勤状況を管理する文書の作成の必要もないものと解される。

以上によれば、裁判官について、出勤簿は作成していないとする最高裁判所事務総長の説明は合理的であり、最高裁判所においては、本件開示申出文書を保有していないものと認められる。

- 3 以上のとおりであるから、本件開示申出文書を作成し、又は取得していないとして不開示とした原判断については、最高裁判所においては、本件開示申出文書を保有しているとは認められないので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人